支払期間	据置期間	利率	
		据置期間中	据置期間後
（略）	（略）	○・二パーセント（用地取得費に出資金を充てる場合の当該出資金に相当する額の部分については、無利子）	○・二パーセント（用地取得費に出資金を充てる場合の当該出資金に相当する額の部分については、無利子）
備考 １　（略） ２　（略）			

支払期間	据置期間	利率	
		据置期間中	据置期間後
（略）	（略）	○・二パーセント（用地取得費に出資金を充てる場合の当該出資金に相当する額の部分については、無利子）	○・二パーセント（用地取得費に出資金を充てる場合の当該出資金に相当する額の部分については、無利子）
備考 １　（略） ２　（略）			

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成三十年一月十八日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百二条の十五第二項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

統　計

四半期別ＧＤＰ速報（１次速報）(2017（平成29）年10～12月期)

内　閣　府

実質国内総生産（原系列）

（単位:2011暦年連鎖価格、10億円）

	国内総生産（支出側）	民間最終消費支出	家計最終消費支出	除く持ち家の帰属家賃	民間住宅	民間企業設備	民間在庫変動	政府最終消費支出	公的固定資本形成	公的在庫変動	財貨・サービス 純輸出	財貨・サービス 輸出	財貨・サービス 輸入	開差	国民総所得	総固定資本形成	最終需要
2017/ 1- 3.	133,242.0	74,623.4	72,827.3	59,577.1	4,054.3	23,747.4	-2,962.5	26,799.9	7,190.5	8.8	-501.4	22,302.7	22,804.2	281.7	140,446.7	34,961.6	135,978.0
4- 6.	129,210.8	73,759.5	71,807.8	58,534.1	3,957.1	18,963.9	1,183.3	26,542.6	5,461.5	-1.0	-716.4	21,753.0	22,469.5	60.3	134,948.6	28,373.7	128,080.4
7- 9.	132,318.1	74,744.7	72,632.7	59,308.4	4,220.7	20,795.5	185.0	26,169.6	6,237.6	2.5	-120.8	22,345.8	22,466.6	83.2	140,147.6	31,244.7	132,120.7
10- 12.	136,003.9	76,501.9	74,219.0	60,836.9	4,094.2	21,000.2	985.1	26,499.3	7,265.5	1.0	-492.6	23,492.1	23,984.7	149.3	141,064.8	32,360.9	135,060.0

＊開差＝国内総生産(支出側)－国内総生産(支出側)の内訳項目計

＊財貨・サービスの純輸出は連鎖方式での計算ができないため、財貨・サービスの輸出－財貨・サービスの輸入　により求めている。このため寄与度とは符号が一致しない場合がある。

実質国内総生産（原系列）　（前年同期比）

（単位:%）

	国内総生産（支出側）	民間最終消費支出	家計最終消費支出	除く持ち家の帰属家賃	民間住宅	民間企業設備	民間在庫変動	政府最終消費支出	公的固定資本形成	公的在庫変動	財貨・サービス 純輸出	財貨・サービス 輸出	財貨・サービス 輸入	国民総所得	総固定資本形成	最終需要
2017/ 1- 3.	1.4	0.8	0.7	0.6	6.5	1.8	(-0.3)	-0.6	-0.1	(-0.0)	(0.9)	6.7	1.5	0.7	2.0	1.6
4- 6.	1.5	1.8	1.7	1.8	5.7	2.9	(-0.8)	0.6	3.7	(0.0)	(0.4)	6.8	4.5	0.9	3.4	2.3
7- 9.	1.9	0.6	0.6	0.4	1.6	3.8	(0.2)	0.3	0.3	(0.0)	(0.7)	6.9	2.8	2.0	2.8	1.7
10- 12.	1.5	1.1	1.1	1.0	-2.2	3.0	(0.2)	0.2	0.8	(0.0)	(0.3)	6.8	5.5	1.3	1.8	1.3

＊（　）内の数値は寄与度。

＊財貨・サービスの純輸出の寄与度は財貨・サービスの輸出の寄与度－財貨･サービスの輸入の寄与度　により求めている。